

(様式第2号)

平成25年度第5回芦屋市景観認定審査会 会議要旨

日 時	平成25年8月26日(月) 15:00~17:30
会 場	北館2階 第4会議室
出席者	会 長 荏原 明則 委 員 山下 淳, 花田 佳明, 岡 絵理子 事務局 都市計画課課長 東 実, 都市計画課係長 辻 宏治, 都市計画課係員 脇 直子, 加地 祐己
(事務局)	都市建設部都市計画課
会議の公開	■ 非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより, 当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報, 法人情報が含まれるため。 会議の冒頭に諮り, 出席者4人中4人の賛成多数により決定した。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 大規模建築物の景観地区内における建築物等の計画の認定審査について

(ア) 共同住宅(西芦屋町22番)

(イ) 共同住宅(上宮川町99番2他)

(ウ) 事務所(春日町136番他)

イ 景観地区内における建築物等の認定状況について

ウ その他

2 審議経過

(1) 大規模建築物の景観地区内における建築物等の計画の認定審査について

ア 共同住宅(西芦屋町22番)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容, 景観配慮方針について事務局より説明を行い, 審議を行った。

[決議事項]

認定してよいと判断する。

イ 共同住宅(上宮川町99番2他)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容, 景観配慮方針について事務局より説明を行い, 審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

ウ 事務所（春日町 136 番他）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容，景観配慮方針について事務局より説明を行い，審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

〔付帯意見〕

既存の街路景観を重視し，街路樹の伐採につながるような外構計画は避けること。やむを得ず伐採する場合は必要最小限にとどめ，街路景観の保全に努めること。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

平成25年7月22日から平成25年8月25日までの認定状況について報告を行った。